

# 国土交通省の取組みと検討状況

平成28年12月2日

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会（第2回）

※国土交通省提供資料

# 中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について

【国土交通省 社会資本整備審議会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会】

## <社会資本整備審議会への諮問内容>

この夏、北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきか。

### ○ 水害の特徴

#### 【H27関東・東北豪雨災害】

- 多くの住宅地を含む広範囲かつ長期間にわたる浸水
- 堤防決壊に伴う氾濫流による家屋の倒壊・流失
- 多数の孤立者の発生



#### 【H28北海道・東北豪雨災害】

- 二級河川や一級河川の支川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で入所者の逃げ遅れによる被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害や農業被害が復旧復興に深刻な影響

### ○ メンバー(大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会)

委員長	小池俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授)
委員	久住時男 (新潟県見附市長)
	清水義彦 (群馬大学大学院理工学府教授)
	関根正人 (早稲田大学理工学術院教授)
	多々納裕一 (京都大学防災研究所教授)
	田中 淳 (東京大学総合防災情報研究センター長)
	田村圭子 (新潟大学危機管理本部危機管理室教授)

※敬称略 五十音順

## ～ 課題と対応すべき方向性～

- 中小河川等における緊急時の対応について
  - ・ 確実な避難勧告の発令の支援、避難勧告等の判断情報の提供 など
- 中小河川等における平常時からの備えについて
  - ・ 平常時のリスク情報の公表、防災情報の理解促進、避難計画の策定促進、適切な土地利用の促進 など
- 中小河川等における激甚化、頻発化する局地豪雨、集中豪雨を踏まえた治水対策について
  - ・ 守るべき資産が点在する中小河川の中山間地域における治水対策 など
- 災害復旧、水防活動等に対する都道府県・市町村への支援について
  - ・ 早期復旧に対する支援 など

## ～ 小委員会(第1回)での主な意見～

日時: 平成28年11月22日17:00～19:00

- 中小河川においても、浸水想定などのリスク情報をきちんと出す必要がある。
- 水防災意識社会再構築における協議会の取組を都道府県管理河川へ拡大するのは良い取組だが、ノウハウがある国がリードして軌道に乗せる必要がある。
- 要配慮者利用施設などについては、浸水が想定される区域内には新たに立地できないように制限をかける必要があり、既に立地してしまった施設については如何にして安全性を担保するかという視点で考える必要がある。
- 中小河川においては、水位計の設置を進めるとともに、雨量情報を用いた情報提供も進めるべきではないか。
- 昨年の答申では「危機管理型ハード対策の導入」を打ち出したが、中小河川においてこれに代わって実施していく施策を打ち出す必要がある。
- 中小河川でも当然ながら上下流バランスの確保が必要だが、下流に負荷を与えない小規模な改修などは実施してもよいのではないか。
- 最近の治水対策はソフト対策のみを進めるように誤解されているが、ハード対策をしっかりと進めていくことを打ち出すべき。

# 河川情報ホットライン活用ガイドライン検討会

## 検討会の目的

- 台風10号の対応において、都道府県管理河川で河川管理者から関係市町村に対して避難勧告等の発令に資する河川防災情報が提供されたが、市町村長本人まで伝達されず、避難勧告等が発令されない事例があった。
- 河川管理者が、直接、市町村長へ河川防災情報を伝達する「ホットライン」を、都道府県管理河川等にも定着させるため、県の担当者を中心に構成される「河川防災情報ホットライン活用ガイドライン検討会」を設置。

### <構成員>

- |                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| ・金子 裕之 北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課長 | ・長尾 俊彦 岡山県 土木部 防災砂防課長              |
| ・金子 潤 宮城県 東部土木事務所長            | ・本田 賢児 高知県 土木部 副部長                 |
| ・横溝 博之 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長 | ・東 憲之介 宮崎県 県土整備部長                  |
| ・美寺 寿人 新潟県 土木部長               | ・高木 章次 清水建設(株) 九州支店 (元 熊本河川国道事務所長) |
| ・盛谷 明弘 石川県 土木部長               | ・小俣 篤 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長       |
| ・杉保 聡正 静岡県 交通基盤部 理事           | ・伊藤 芳則 国土交通省 関東地方整備局 総括防災調整官       |
| ・糟谷 昌俊 兵庫県 県土整備部長             | ・赤松 薫 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官    |

## 検討会における主な論点

- 中小河川においてホットラインを実施する上での留意事項
  - ・水位上昇速度が早い傾向にある中小河川で、何を留意すべきか。
  - ・多数の中小河川を抱える場合、情報の錯綜をどう防ぐか。
  - ・中小河川において、効果的なホットラインのタイミングはいつか。 等
- 市町村(受け手)側への配慮
  - ・逼迫した状況下にある市町村への有効な伝達方法。
  - ・ホットラインが来るまで安全と誤解されないための工夫。 等



第1回検討会 開催状況(平成28年10月21日)

H29.1までに、市町村長へのホットライン活用ガイドラインを策定予定

# 地域の水害危険性の周知方策検討会

## 検討会の目的

- 河川の氾濫による浸水想定や河川水位等の水害危険性を周知する取組は、想定される地域の水害の危険性を認識した上で、洪水時に河川水位の情報をもとに的確に避難の判断をすることを支援する上で、重要な取組です。
- 台風10号による水害も踏まえ、この取組を早期に役場などの拠点のある地域等でも促進するため、浸水想定の情報に浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた地域の水害危険性を周知する方策について、「地域の水害危険性の周知方策検討会」を設置しました。

### < 構成員 >

- ・北海道、宮城県、神奈川県、新潟県、静岡県、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県の河川担当部長等
- ・内閣府 政策統括官付(防災担当) 参事官
- ・消防庁 国民保護・防災部 防災課長
- ・気象庁 予報部 業務課長
- ・国土技術政策総合研究所 水害研究室長
- ・国交省 水管理・国土保全局 河川環境課長

## 検討会における主な意見

- ・山間部の中小河川では水位上昇速度が速すぎでリードタイムを確保する水位設定が困難。
- ・命を守るためにいつ情報を提供するかという視点で議論すべき。
- ・これ以上水位計を増やすと維持費が膨大となる。
- ・どのような河川を水位周知河川に指定するか再整理が必要。 等



第1回検討会 開催状況  
(平成28年10月21日)



年度内に、地域の水害危険性の周知方策をとりまとめ予定

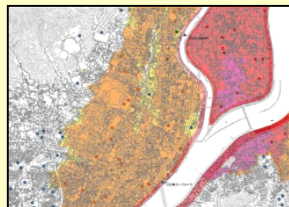
# 水害危険性の周知方法の例

○:水防法関連規定に基づく方法 ●:左記以外の方法

平時

## ○水防法関連規定に基づく 浸水想定

- ・洪水浸水想定区域図作成マニュアルに基づく浸水想定区域図
- ・中小河川洪水浸水想定区域図作成の手引きに基づく浸水想定区域図



## ●水防法関連規定に基づかない浸水想定

- ・事業評価時の氾濫シミュレーション結果等



## ●浸水実績(区域、地点)

- ・近年の調査結果から浸水実績を表示
- ・文献、古文書等から浸水実績を表示



洪水時

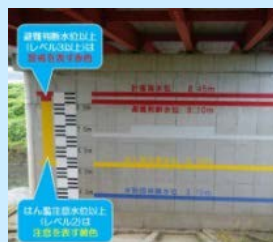
## ○水位計又は水位センサーで 観測しテレメーター等で収集

## ○量水標等をCCTV等で確認 又は現地で目視により確認し、 電話等で連絡



## ●水位センサーで観測し、現場 の回転灯等で直接住民等に 周知(市町村への通知なし)

## ●警戒すべき水位を記載した量 水標等を設置(市町村への通知なし)



## ●雨量情報を活用

- ・過去の洪水時の雨量等をもとに危険性を周知 等



# 革新的河川管理プロジェクト(第一弾)

オープン・イノベーションを採用し、最新の科学技術を、スピード感をもって、6ヶ月～1年以内で河川管理への実装化を目指す。

## 河川管理の高度化

IoTの実装  
ビッグデータの実装

### 危機管理型水位計

#### 課題

- ・ 初期投資がかかる
  - ・ 維持管理コストがかかる
- 水位計  
普及の隘路



低コストの水位計を実用化し  
普及を促進

- ・ 長期間メンテナンスフリー
- ・ 省スペース → 設定場所を選ばない (橋梁等へ添架)
- ・ 通信コストの縮減
- ・ クラウド化でシステム経費の縮減
- ・ 低コスト(1台100万円以下を目標)

クラウド

IoT技術の応用

状態監視

データ

水位計

都道府県・市町村  
河川管理者等

水位計、浸水センサーの増設

### 陸上・水中レーザードローン

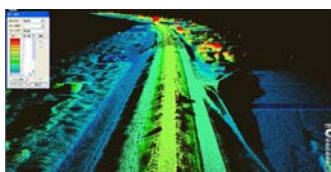
#### 課題

- ・ 現在のドローン測量では植生下は×
- ・ 航空レーザー測量はコスト大

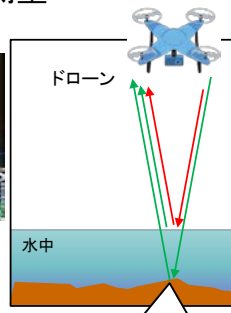


面的連続データによる河川管理へ

- ・ 航空レーザー測量システムを大幅に小型化し、ドローンに搭載
- ・ グリーンレーザーにより水面下も測量
- ・ 低空からの高密度測量



ビッグデータ



グリーンレーザーは、  
水中を透過する

河川管理の高度化

中小河川へ展開

## 中小河川における 危機管理の支援

### ① 危機管理型水位計の 中小河川への設置推進

- 水位観測の充実
- 水位予測への活用

### ② 中小河川の河道を計測

- 中小河川の水位予測へ活用



中小河川の危機管理を支援

# 水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会を全国で開催

## 【概要】

- 平成28年8月の台風第10号による災害を踏まえ、水害時の避難に関する情報について理解を深めていただくことを目的として、厚生労働省及び各自治体と連携して全国の要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を順次開催予定
- 今般、全国に先駆けて宮崎県日向市において説明会を開催

## 宮崎県日向市での説明会の実施状況

### 【開催日時・場所】

- 平成28年10月12日（水） 13:00～15:30
- 日向市中央公民館 ホール（宮崎県日向市中町1-31）
- 主催：国土交通省（本省・九州地整）、宮崎県、日向市

### 【参加人数等】

- 施設管理者 226名（137施設）〈参加率 55.7% 137/246〉

### 【説明会 次第】

- 挨拶 日向市長
- 説明
  - (1) 防災気象情報の活用について 気象庁 宮崎地方気象台
  - (2) 水害・土砂災害に備えて 国土交通省
  - (3) 社会福祉施設等における利用者の安全確保  
及び非常災害時の体制整備について 宮崎県 福祉保健部
  - (4) 宮崎県からの防災情報等の提供について 宮崎県 県土整備部

## 水害や土砂災害から命を守るために！

- ・ 浸水危険性の把握
  - 洪水浸水想定区域について
  - 洪水ハザードマップについて
- ・ 河川の状態の把握
  - 避難情報と河川水位について
  - 河川防災情報について
- ・ 避難に係る事前の検討
  - 避難確保計画の作成
  - 河川情報の入手方法



# 【事例紹介】土砂災害に対する要配慮者利用施設の警戒避難体制づくり支援について (山形県での取組事例)

防災上の配慮を要する者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の整備を支援。

## ① 施設の警戒避難体制づくりに専門的な助言

防災・民生部局や市町村等と連携し、施設の防災計画(警戒避難に資する情報収集、避難のタイミング、避難場所や避難経路等)に対してアドバイスをを行うなど、施設の警戒避難体制づくりを支援。



施設管理者・行政(砂防・防災・民生部局等)等が一堂に会し、防災体制を確認

## ② 施設のための土砂災害ハザードマップを作成

施設の避難計画に合致した土砂災害ハザードマップを施設管理者と共同で作成。



施設のための土砂災害ハザードマップ

## ③ 施設職員や施設利用者に対する学習会の開催

土砂災害防止の意識向上のため、施設職員や施設利用者を対象に、パネル・DVD・ハザードマップ等を使用した学習会を実施。



学習会

## ④ 避難訓練の実施を支援

土砂災害を想定した実践的な避難訓練を実施してもらうため、防災・民生部局や市町村等と連携し、訓練シナリオ作成に対する助言など、避難訓練の実施を支援。



高齢者施設での訓練



訓練後の反省会



# 【事例紹介】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の作成例

[避難計画策定の留意事項(土砂災害警戒避難ガイドライン(平成27年4月改訂:国土交通省砂防部))]

- ①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ②情報の入手法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- ③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- ④施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- ⑤避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥これらの計画を避難経路図等にわかりやすくまとめる

## ① 土砂災害警戒避難体制

大雨時の対応

### ② 避難準備【気象情報の入手】

- 1) テレビ、ラジオ
- 2) 防災情報メールからの情報の入手
- 3) インターネット

①気象庁  
(レーダ雨量、今後の降雨予測を確認)  
<http://www.jma-net.go.jp/oooooo/>

②○○県の土砂災害警戒情報  
(近隣の宝沢雨量局の降雨状況を確認)  
<http://www.kasem.pref.oooooo.jp/sabou/>

【大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報に注意!】

### ステップ2 避難開始の判断

判断基準

- 1) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、○○、△△雨量局で大雨が観測されている。
- 2) 近くで土砂災害が起きた。
- 3) ○○沢:土砂災害の前兆現象が見られた。(山鳴り、沢水の急激な濁りなど)

※判断に迷ったら、○○市 県、気象台に確認。

### ② 「避難完了」の確認、報告

- 1) 避難本部(ケアハウス2階)への報告
- 2) 施設入居者の家族へ連絡
- 3) ○○市(総務部防災安全課)への報告  
XXX-XXXX(内 XXXX)
- 4) 避難経路の判断

### ④ 「避難開始」の館内アナウンス

1階部分は土石流災害の危険があります。  
すみやかに  
2階以上に避難して下さい。

左記資料に記載されていない詳細については、別途避難計画書に記載

9

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の事例

# 洪水時の 避難確保計画



平成28年4月 改定

施設名	新十津川町総合健康福祉センター
-----	-----------------

# 目 次

1	本計画の目的	.....	2
2	洪水時の行動	.....	3
2-1	洪水時の行動フロー	.....	3
2-2	自衛水防組織	.....	4
2-3	情報収集・伝達	.....	4
2-4	判断・行動	.....	5
2-5	避難所・避難経路の確認	.....	6
2-6	避難誘導の開始	.....	7
3	日頃の備え	.....	9
3-1	備蓄・設備の準備	.....	9
3-2	避難訓練などの実施	.....	10
3-3	避難確保計画の見直し	.....	10

# 1. 本計画の目的

水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）は、平成 25 年 7 月の一部改正にともない、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が努力義務として明記されました。

本計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づき、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものです。

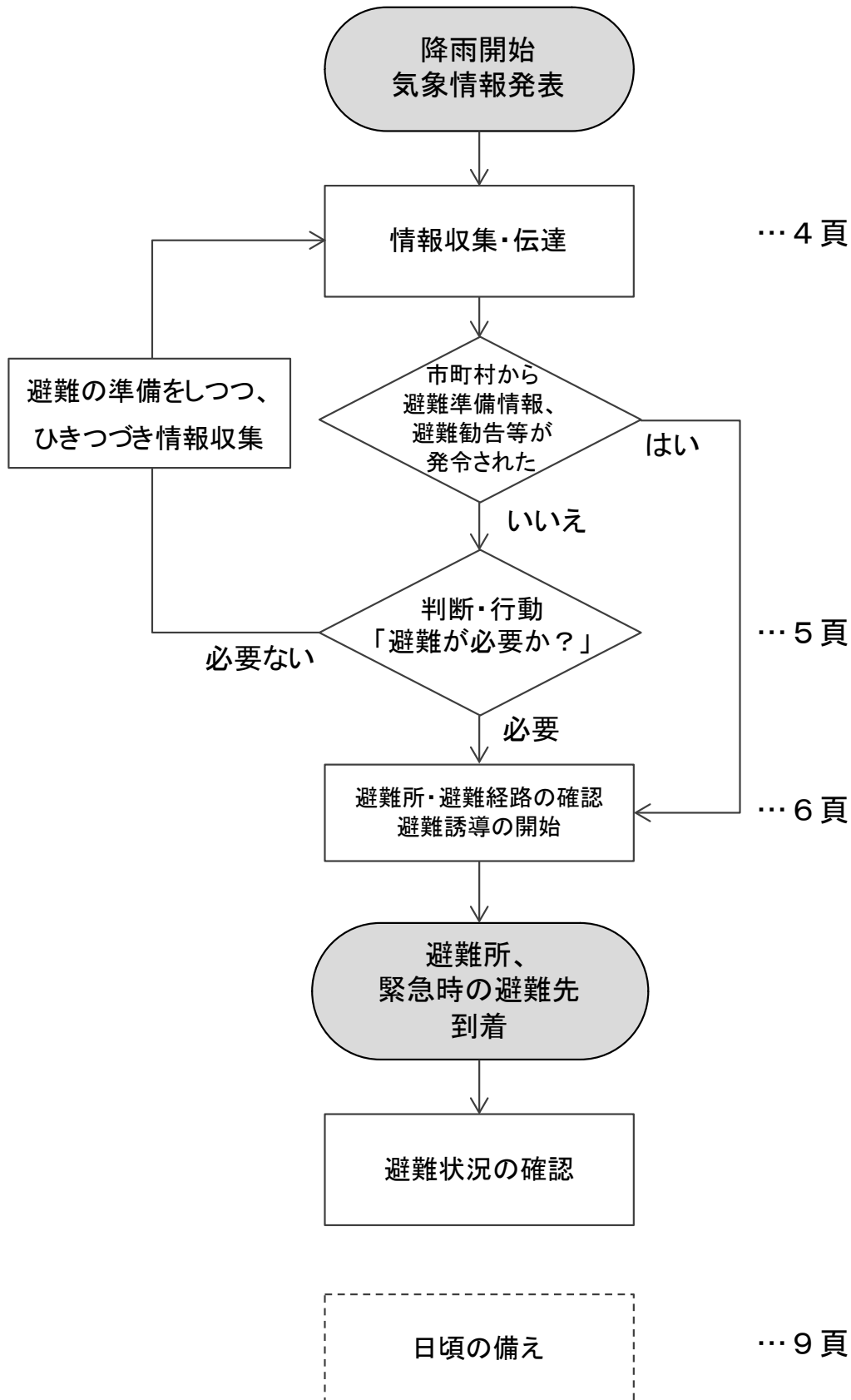
本計画は、洪水時にすべての施設利用者が安全に避難できるよう、洪水時の情報収集から避難完了までの対応行動、および避難訓練の実施、本計画の見直しなどについてとりまとめた施設の避難行動マニュアルです。

## 洪水時の避難確保計画 三箇条

- 一. 洪水時にすべての施設利用者が安全に避難できることを目指します。
- 一. 洪水時の安全確保のため、日頃からの備えを充実します。
- 一. 洪水時には情報収集に努め、早めの行動を行います。

## 2. 洪水時の行動

### 2-1. 洪水時の行動フロー



## 2-2. 自衛水防組織

自衛水防組織図及び連絡体制を、資料1に示す。洪水時には、資料1をもとに、連絡・招集、役割に応じた対応行動などにあたる。

## 2-3. 情報収集・伝達

大雨、洪水の恐れがある場合には、テレビ、ラジオなど、以下の方法で情報収集を行い、避難が必要になるかどうか注意深く観察する。

### (1) 洪水時の防災情報と入手方法

避難に関する情報	気象予警報・河川水位情報など	入手方法
	<b>【気象情報】</b> ・大雨注意報・警報 ・洪水注意報・警報 ・大雨特別警報 ・記録的短時間大雨情報	・テレビ、ラジオ ・パソコン、携帯電話、スマートフォン（インターネット、メールサービス） ・テレビ（各局データ放送“dボタン”）
	<b>【河川水位情報など】</b> ・河川水位情報 ・指定河川洪水予報（石狩川（橋本町地点）はん濫注意・警戒・危険情報）	・パソコン、携帯電話、スマートフォン（インターネット、メールサービス） ・テレビ（NHKデータ放送“dボタン”） ・町災害対策事務局からの電話、FAX
<b>【避難情報】</b> ・避難準備情報 ・避難勧告 ・避難指示		・町災害対策事務局からの電話、FAX ・町防災無線 ・携帯電話（エリアメール） ・テレビ、ラジオ ・パソコン、携帯電話、スマートフォン（インターネット、メールサービス） ・テレビ（各局データ放送“dボタン”）

#### ◆ インターネットアドレス

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>  
 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>  
 北海道防災情報 <http://www2.bousai-hokkaido.jp/>

#### ◆ テレビ（データ放送）

リモコン“dボタン”を押して防災情報を確認

## 2-4. 判断・行動

避難に関する情報が発令された場合は、すみやかに避難を開始する。気象予警報、および周囲の状況などから、危険が予想される場合には、早めに避難準備および避難を行う。

### (1) 避難に関する活動内容と判断の目安

活動内容	判断の目安	
	避難に関する情報	気象予警報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 周囲状況の確認</li> <li>・ 避難の準備</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨・洪水警報</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難準備情報</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難の完了</li> <li>・ 緊急避難の準備・開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難勧告</li> <li>・ 避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報</li> </ul>

### (2) 夜間や休日の場合の招集および緊急連絡の目安

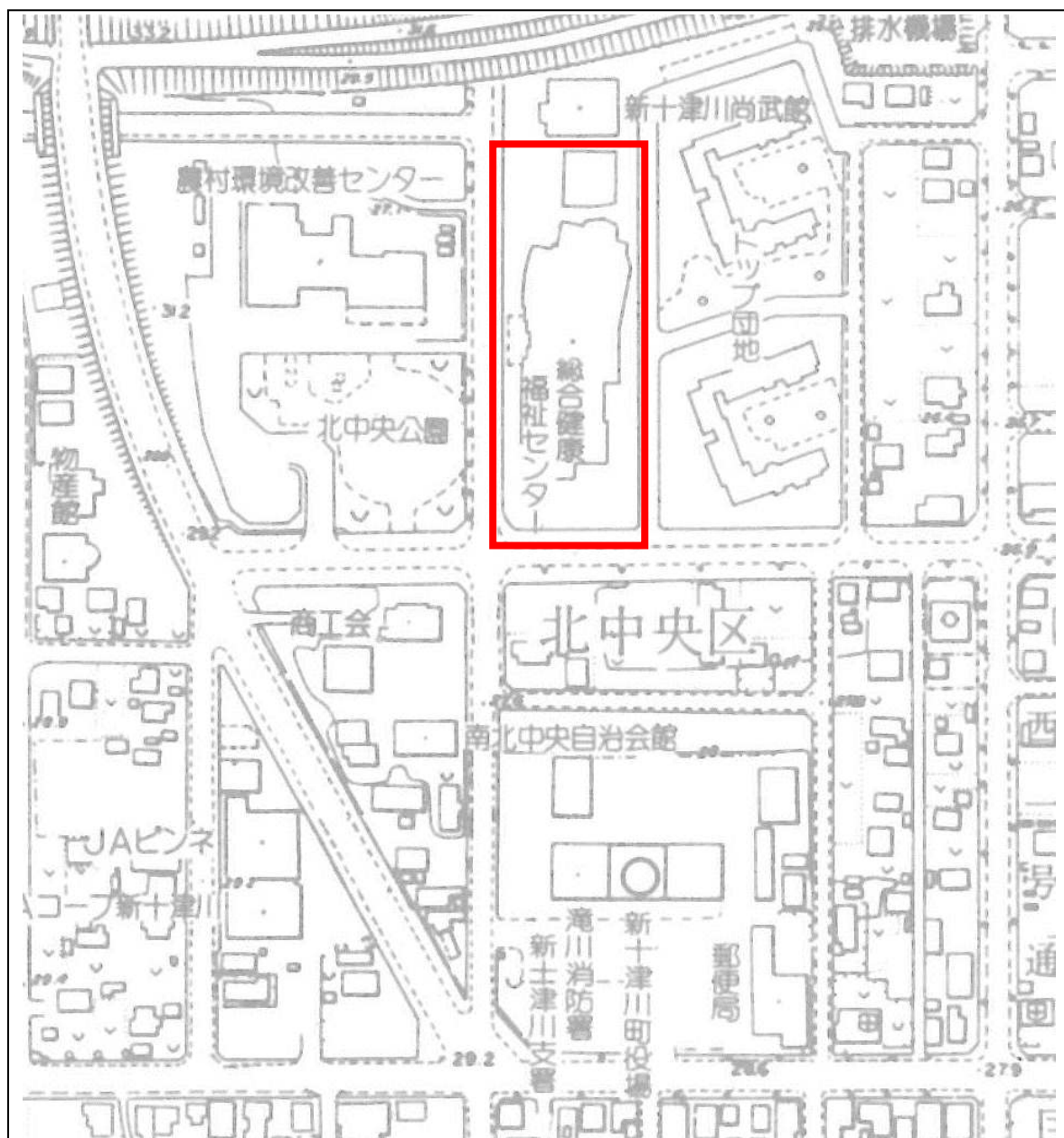
自動参集・緊急連絡の目安	連絡担当者	緊急連絡先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨・洪水警報</li> <li>・ 避難準備情報</li> </ul>	総合健康福祉センター 次長（保健福祉課主幹）	総合健康福祉センター長 （保健福祉課長）

## 2-5. 避難所・避難経路の確認

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、想定浸水深が浅く、施設が堅牢で家屋倒壊の恐れがないため、施設内の上階へ避難することとする（垂直避難）。

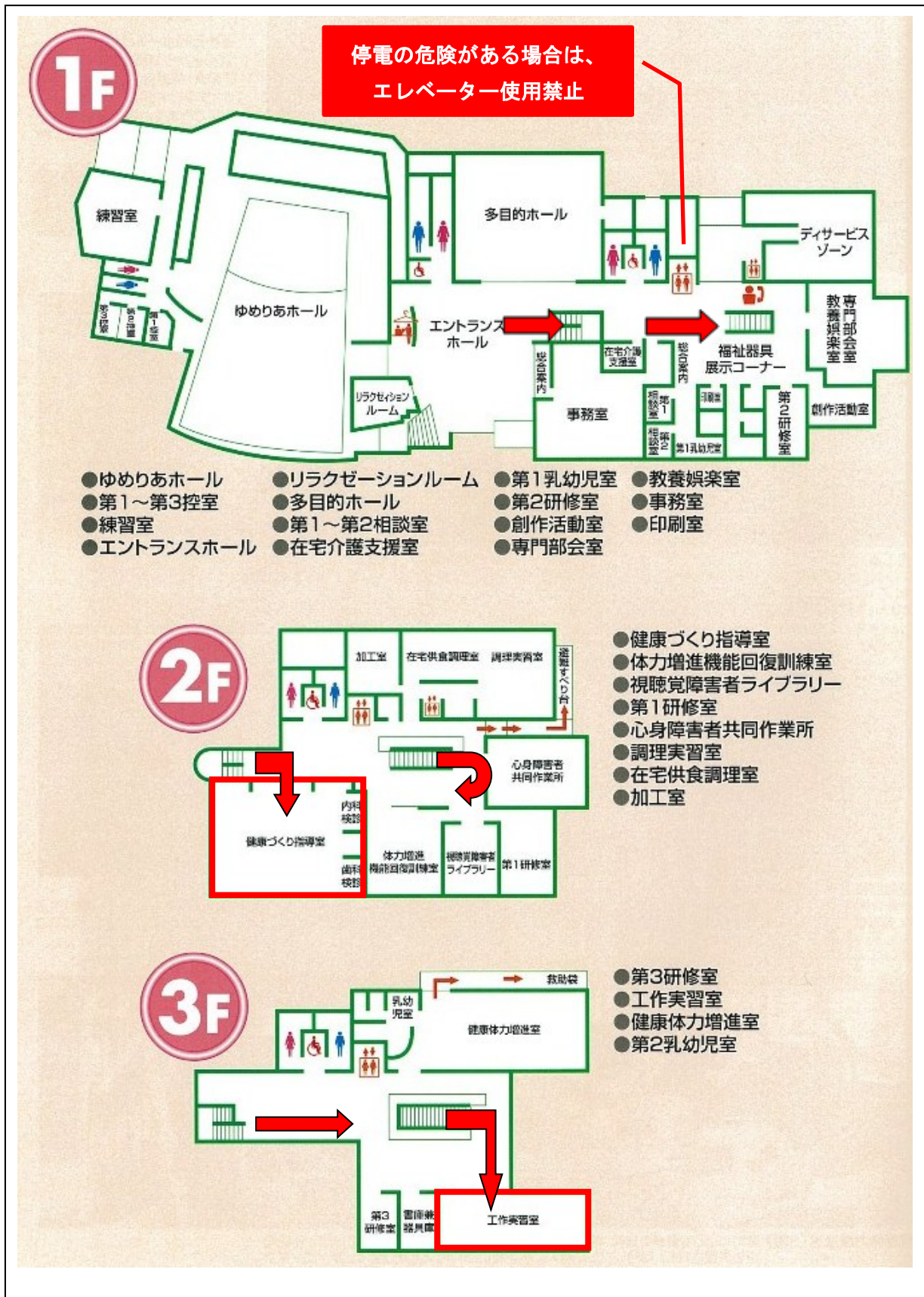
避難所・緊急時の避難先		想定浸水深
避難所	新十津川町総合健康福祉センター (新十津川町字中央307番地1)	1～2m
緊急時の避難先	新十津川町総合健康福祉センター 2F健康づくり指導室 3F工作実習室	

### ◆避難所（総合健康福祉センター）位置図





◆総合健康福祉センター館内避難経路図



## 2-6. 避難誘導の開始

洪水時に避難の必要が生じた場合、下記の避難誘導手順に従い避難を行う。洪水時には状況が急変したり、想定以上の現象が起こることも考えられるため、状況に応じて、計画にとらわれない対応が必要となることを念頭に判断・行動する。

避難完了後は、利用者の避難状況を確認する。

### (1) 避難誘導手順

避難準備	<ul style="list-style-type: none"><li>■避難持ち出し品の用意</li><li>■来館者の確認</li></ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"><li>■来館者、職員の避難<ul style="list-style-type: none"><li>・速やかに上階へ避難</li><li>・1階に残存者がいないかの確認</li></ul></li><li>■緊急用自動車の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急時に使用できる保健福祉課及び社会福祉協議会保有車両を、 想 定浸水深の浅い役場駐車場へ移動</li></ul></li></ul>
緊急避難	<p>※車両の移動が危険だと判断される場合の避難</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■来館者、職員の避難<ul style="list-style-type: none"><li>・速やかに上階へ避難 (停電の危険がある場合は、エレベーターの使用は禁止)</li><li>・1階に残存者がいないか確認</li><li>・消防、警察への連絡</li></ul></li></ul>

(2) 緊急連絡先

連絡先	電話番号
新十津川町役場	
新十津川町役場（衛星携帯電話）	
滝川地区広域消防事務組合消防本部 新十津川支署	
札幌開発建設部滝川道路事務所	
札幌開発建設部滝川河川事務所	
札幌管区气象台（業務課）	
陸上自衛隊第11旅団第10普通科連隊	
北海道警察札幌方面滝川警察署	
新十津川警察官駐在所	
花月警察官駐在所	
大和警察官駐在所	
北海道電力(株)滝川営業所	
東日本電信電話(株)北海道岩見沢支店	
日本放送協会札幌放送局	

(3) 避難および避難所開設などに関する問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
総務課 災害対策事務局	

### 3. 日頃の備え

#### 3-1. 備蓄・設備の準備

避難に必要となる備蓄用品を日頃から準備し、定期的に点検・補充する。

##### (1) 施設内にある備蓄用品（災害対策事務局管理）

	品目	数量	品目	数量
備蓄内容	哺乳ビン	20 本	五目 50 食セット (5.0 k g × 2)	100 食
	パンツオムツ (L)	216 ケ	チキンライス 内容量 100 g × 2)	50 食
	パンツオムツ (M)	256 ケ	わかめご飯 内容量 100 g	50 食
	紙オムツ (S)	243 ケ	フリーズドライ (合わせみそ・ほうれん草・油あげ・わかめ・ねぎ)	200 食
	食器セット	400 食	イージーオープン缶 さんま蒲焼 内容量 100 g	120 缶
	避難用品生活セット男性用 L	50 個	イージーオープン缶 やきとり 内容量 85 g	96 缶
	避難用品生活セット女性用 L	50 個	レトルトカレー	60 袋
	毛布	200 枚	スティックパン	100 袋
	エマージェンシーブランケットシート	150 枚	缶入りカンパン	96 缶
	ティッシュペーパー	200 個	クラッカー	12 缶
	カセットコンロ	35 台	育児用ミルク (新生児期)	24 箱
	カセットガス	105 本	育児用ミルク (9 カ月～)	24 箱
	発熱剤炊飯用キット	5 セット		
	耳栓	50 組		
	非常用トイレ	100 袋		
	使い捨てカイロ	360 袋		
白米 50 食セット (5.0 k g)	100 食			

## (2) 非常持ち出し袋

日頃から、施設利用者が必要な日常用品を非常持ち出し袋へ入れておき、避難時にすぐに持って行けるように準備しておきましょう。

## (3) 緊急時に利用可能な保健福祉課所管移動用車両

	車両名	車両番号	車種	搭乗人員
移動用車両	イプサム	■	トヨタ・ステーションワゴン	7人
	ステップワゴン	■	ホンダ・ステーションワゴン	7人
	キャロル	■	マツダ・軽自動車	4人
	はつらつ号	■	マツダ・軽自動車	4人
	ストリーム	■	ホンダ・ステーションワゴン	7人
	福祉バス	■	三菱・バス	47人

## 3-2. 避難訓練などの実施

### (1) 実施目標

・ 毎年2回、火災避難訓練と併せて避難誘導訓練を実施する。

### (2) 過去の実施概要

過去の避難訓練などの実施概要は、資料2に示す。

## 3-3. 避難確保計画の見直し

### (1) 見直し目標

・ 避難訓練の実施結果を踏まえ、年1回見直す。

自衛水防組織図

統括管理者	町 長
-------	-----

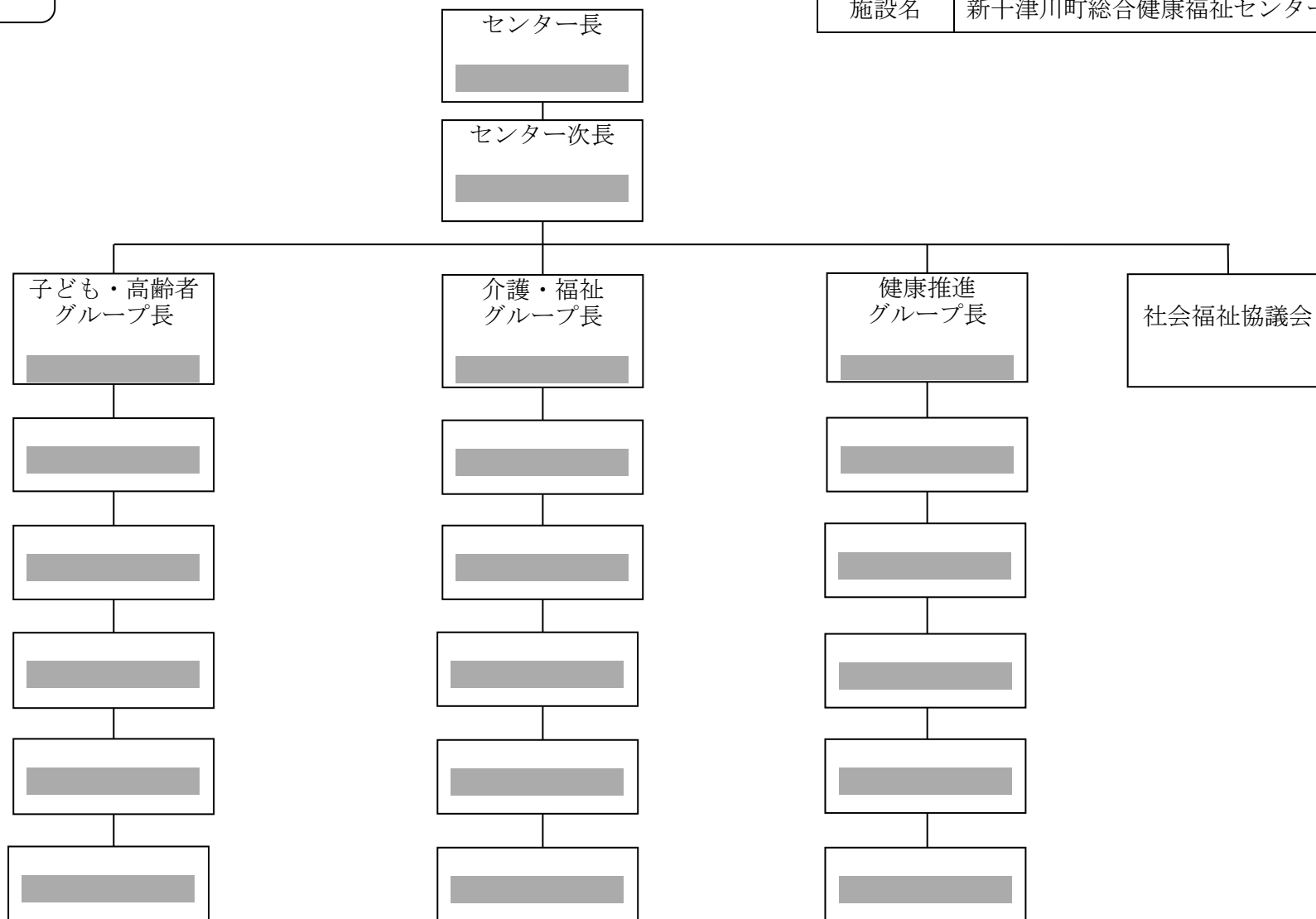
統括管理者代行者	総合健康福祉センター長（保健福祉課長）
----------	---------------------

情報収集 伝達班	役 職	氏 名	
	班長	総合健康福祉センター次長 （保健福祉課主幹）	[Redacted]
班員 6名		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]

避難 誘導班	役 職	氏 名	
	班長	健康推進グループ長	[Redacted]
班員 12名 並びに社会福 祉協議会職員		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]
	社会福祉協議会職員		

# 連絡体制

作成年月	平成28年4月
施設名	新十津川町総合健康福祉センター



過去の訓練などの実施概要

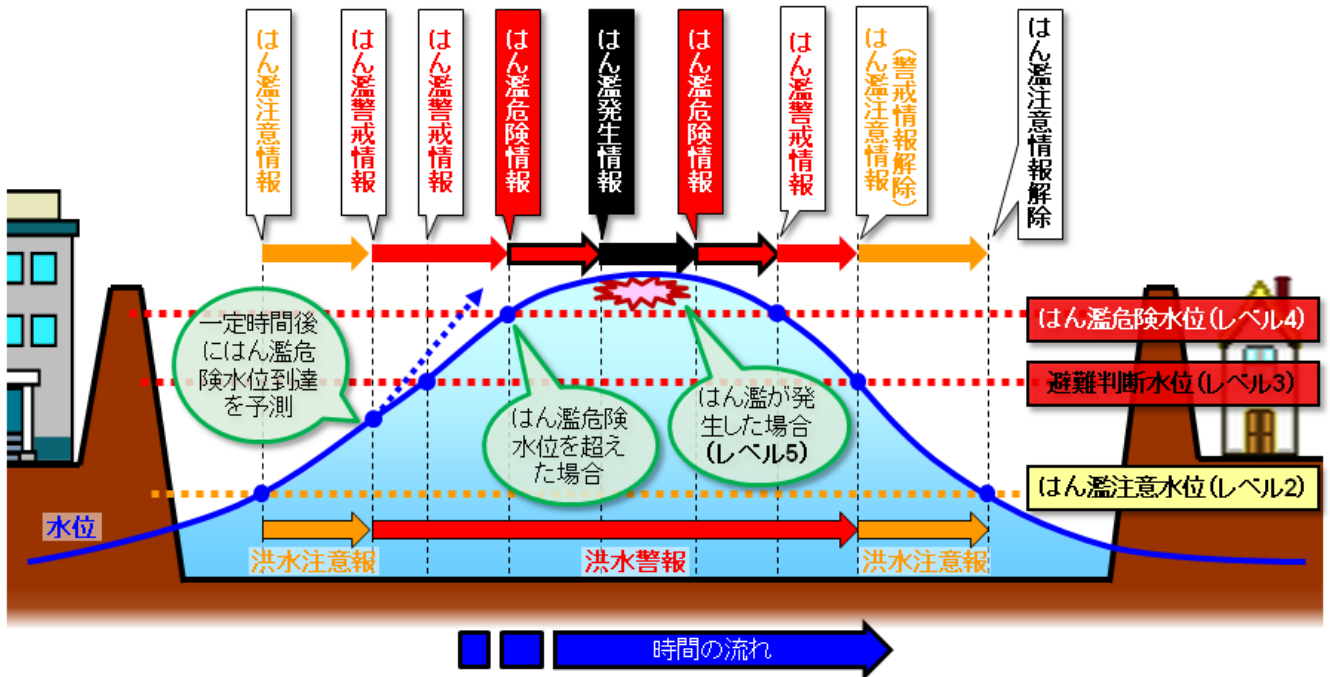
番号	実施日	時間	対象者	参加人数	内容	成果・課題
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

資料 2



用語解説一覧（札幌市水防計画より）

用語	内容
大雨及び洪水注意・警報	警報は、重大な災害の起こるおそれがある場合に、また、注意報は災害が起こるおそれがある場合に、それぞれ気象台から発表される。
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときの予報
指定河川洪水予報	気象庁が一般向けの注意報・警報として発表する洪水注意報や洪水警報とは別に、国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがある場合に共同で発表する。
はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達した時に発表される情報。
はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達した時、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれた時に発表される情報。
はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達した時に発表される情報。
はん濫発生情報	はん濫が発生した時に発表される情報。
避難に関する情報	避難勧告・指示は、水害の状況により危険が迫っていると認められるとき、市長、警察官及び自衛官等が発令する。 また、避難準備情報は、河川のはん濫等で、大規模な水害発生の危険性がせまっていると認められる時、市長が発令する。
避難準備情報	避難行動に時間を要する要配慮者に対する早めの避難を促す情報。 また、市民等が事前に避難のための心構えをし、避難時の携行物の準備等をするための情報。
避難勧告	市民等に危険が及ぶ可能性があるため、安全な場所への避難を勧め促す情報。
避難指示	災害による危険が目前に迫っている場合などに発せられる情報で、「避難勧告」よりも危険度や緊急度が高い情報。



指定河川洪水予報と河川水位情報のイメージ図

気象庁ホームページより

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/flood.html>

洪水時の避難確保計画（新十津川町総合健康福祉センター）

平成28年4月

新十津川町保健福祉課